

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル名取店  
名取市上余田字千刈田324 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成 勝博  
埼玉県上尾市上298番地の1
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 駐車場での自動車アイドリング、空ぶかし等や利用客の話し声などによる騒音により近隣の方々に迷惑をかけないように、利用者への指導の徹底、夜間の屋上駐車場使用時間の厳守等を徹底されたい。
  - (2) 近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。
  - (3) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における騒音レベル及び振動レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないように十分な配慮をされたい。
  - (4) 環境基準値を超過する予測地点（B地点）があることから、住宅地がない現時点においての対策等（防音壁・土地取得等）を検討されたい。
  - (5) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努められたい。
  - (6) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
  - (7) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。
  - (8) 廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。
  - (9) ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮されたい。
  - (10) 容器包装リサイクルの推進のためにも、過剰包装の抑制に取り組まれたい。
  - (11) 本市では、「名取市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた、また、協働による取組により、「名取市の良好な環境の保全と

- 創造」を目指しており，貴事業所(店舗)においても，この計画の趣旨を十分尊重し，「事業者としての役割」について積極的に取り組まれない。また，大規模小売店舗立地法第10条に謳われている周辺地域との生活環境の保持についての適正な配慮の観点から，地域住民(町内会等)と定期的に協議する場を設定されたい。
- (12) 溜まり場にならないよう，トイレ・階段・休憩場所・駐車場の管理の徹底に配慮されたい。
  - (13) 万引き防止対策について，配慮されたい。
  - (14) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り，青少年の非行防止に協力されたい。
  - (15) 車両出入口の案内誘導について，看板の設置，交通誘導員の配置等配慮されたい。
  - (16) 繁忙期等の混雑が予想される時は車両出入口，駐車場内等に交通誘導員等を配置し，歩行者の安全確保及び来店者車両等の円滑な誘導に配慮されたい。
  - (17) 車両出入口付近における歩行者，自転車との接触事故等防止のため交通誘導員の配置や視界が遮られるような工作物の設置について留意され，必要によりカーブミラー等の安全施設の整備等対応されたい。
  - (18) 歩行者の視界確保に配慮されたい。
  - (19) 来店者車両が周辺地区の生活道路に進入し，騒音，路上駐車等発生しないよう留意されたい。
  - (20) 盗難防止機器等による万引き防止対策について配慮されたい。
  - (21) 夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮されたい。
  - (22) 多数の来客者の駐車自家用車に車上荒らし等発生しないよう，駐車向き，照明の明るさ等工夫され，駐車場における死角が生じないよう配慮されたい。
  - (23) 警備員等による駐車場内，施設内の巡回パトロール実施等配慮されたい。
  - (24) 新装開店時に悪質商法(SF商法)による被害等発生防止のため，新聞折込み，チラシ等による防犯啓発記事の掲載について配慮されたい。

#### 4 地域住民等の意見の概要

なし

#### 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

#### 6 縦覧期間

平成20年12月5日から平成21年1月5日まで(ただし，閉庁日を除く。)